

令和7年度事業計画

I 事業計画（総括）

未だ終息が見えない国際紛争に端を発したエネルギー価格や原材料費の高騰、人手不足による労務費等の上昇など産業廃棄物処理業界は厳しい環境下にあり、事業者との価格交渉において上昇分を適切に転嫁できるかが大きな課題です。

こうした中、国家戦略として循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が進められており、脱炭素化と資源循環の取組みを一体的に促進するため、昨年5月再資源化事業等高度化法が公布され、今秋には全面施行が予定されています。

この法律では、廃棄物処分業者の役割が大きく期待される一方で、大手メーカー等の参入が見込まれるほか、業界の中小・零細企業の底上げを図る具体的方策は依然として不透明な状況にあります。この法律は産業廃棄物処理業界に大きな影響を及ぼすものであり、引き続き今後の動向に注視しつつ情報共有を図って参ります。

労働安全衛生については、今年は労働災害防止計画（上半期 R5～R7 年度）の最終年度です。今年1月に実施した会員アンケートでは、1年先行して目標達成した活動はなく、全体的に労働災害防止への関心の低下が懸念される結果となりました。多くの会員が労働安全防止に前向きに着手できるような取組みに努めます。

自然災害への備えも大事です。昨年、能登半島は地震と記録的豪雨に襲われました。多くの被災者の姿に心を痛めるとともに、改めて「備え」の大切さを痛感しました。当協会では、熊本県及び全市町村と災害に関する協定を締結しています。災害時に廃棄物処理の迅速な支援活動を行うため、平時から市町村との情報交換や仮置場の確認作業等を行っています。今年も確実に対応して参ります。

また、地域の環境保全と循環型社会の構築に向け、各支部において実施している不法投棄対策事業（パトロール・撤去作業等）や青年部会による環境出前講座に引き続き積極的に取り組みます。

この他行政機関や全産連との連携強化、会報誌等による各種情報提供、許可講習会等の実施に着実に取り組んで参ります。

当協会では、社会に貢献する公益的な事業と会員及び組織強化のための事業の2つを大きな柱として、産業廃棄物処理業界の発展に引き続き尽力して参ります。会員皆様のご理解とご協力をお願いします。

以上のことを踏まえ、令和7年度の事業計画を説明します。

令和7年度事業計画

令和7年4月1日～令和8年3月31日

1 実施事業等会計

1 社会貢献事業

この事業は、廃棄物の適正処理・資源循環の重要性等について、関係事業者等に広く周知啓発を図り、環境の保全、公衆衛生の向上、快適な県民生活の確保に貢献することを目的とする。

(1) 適正処理推進のための周知啓発

廃棄物処理法に規定された排出事業者の処理責任や処理業者の法令遵守の徹底を図るため、関連する情報を提供する。

ア 調査研究・普及啓発

産業廃棄物の種類や処理形態に応じた適正処理の課題を調査研究し、その成果をホームページに掲載する。

イ 法令・行政情報等の収集・提供

法令・行政情報等を収集し、関連する資料とともに関係者に提供することにより、産業廃棄物の適正処理を推進する。

ウ 産業廃棄物に関する相談対応、助言及び処理業者の紹介

処理業者、排出事業者、県民等からの産業廃棄物処理に関する相談に対して適切な助言を行い、必要に応じて専門の処理業者等を紹介する。

エ ホームページ、メールによる情報提供

① ホームページによる情報提供

本協会ホームページを通して、県民、排出事業者、処理業者へ産業廃棄物の適正処理に関する情報を提供する。

② 会員へのメール配信等による情報提供

国、県、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの通知による産業廃棄物の適正処理に必要な情報をメール配信等により会員へ提供する。

オ 排出事業者に対する適正処理の推進

排出事業者に対し廃棄物処理法の周知と不適正処理の撲滅を徹底させるため排出事業者団体と連携し産業廃棄物に関する広報活動を推進する。

(2) 地球温暖化防止対策

地球環境保全というグローバルな視点をもって産業廃棄物処理と社会との共生関係の構築を目的に、公益社団法人全国産業資源循環連合会が令和6年5月に策定した「カーボンニュートラル行動計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減等を目指して取り組む。

具体的には、計画の周知・普及啓発、会員企業を対象とした実態調査、省エネ対

策等の取組事例集・温室効果ガス排出量削減ツール及び各種支援制度等関係情報の提供を行い、会員企業ができることから取り組むこととしている。

(3) 行政機関や他団体等の環境イベントとの連携

行政機関や他団体等が主催する環境関連イベントに際して、機会があれば積極的に協賛やブースを出展し、産業廃棄物処理に関する情報を県民に提示する。

2 災害廃棄物支援事業

この事業は、平成21年5月15日に熊本県との「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」締結に基づき、被災地域に発生した災害廃棄物の処理活動を支援し、地域住民の生活環境の早期復旧を図る。

(1) 災害対策支援に関する現状調査及び支援体制の整備

支援体制構築のため、災害廃棄物処理に対応可能な協会の人員、施設・車両・重機等についてデータベースの管理を行うとともに、行政機関と協力し災害時の支援体制を構築し、併せて支部の支援体制を整備する。

(2) 災害対策支援に関する情報提供、普及啓発

本協会が有する廃棄物に関する専門的な知識・経験を活かし、災害廃棄物に係る情報を共有するため、県・市町村に対し、災害時に円滑な廃棄物処理を行うために必要な情報提供、普及啓発を行う。

(3) 指定地方公共機関としての対応

本協会は令和5年1月に業界として全国で初めて熊本県から災害対策基本法第2条第6号の「指定地方公共機関」に指定された。日頃から行政機関と連携し、災害廃棄物の仮置場の事前確認や会議・行事への参加など責務を果たしていく。

(4) 市町村との連携

平成24年度までに災害廃棄物（一般廃棄物）の処理責任者である県内市町村と支援活動を行う場合の細かな確認事項として、「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に関する実施細目を締結し、協力体制を構築した。

具体的な内容を盛り込んだ行動支援マニュアルを基に、以下の事業について各支部とともに取り組む。

ア 協会における体制強化

令和3年に体制を強化した「災害対策検討委員会」において、引き続き災害廃棄物処理の課題解決に向けた検討を行う。

- ・ 平時における災害廃棄物の仮置場マニュアルの確認、周知徹底

イ 市町村、一部事務組合との連携

一般廃棄物の処理を行っている市町村や一部事務組合と連携し、仮置場の現地確認等を行い、廃棄物処理体制の強化や広域処理への共通認識を醸成する。

ウ 災害発生を想定した支援訓練への参加

平成24年度の熊本広域大水害、平成27年度の第15号台風災害、平成28年熊本震災及び令和2年7月豪雨災害の支援実績の検証を基に、災害時の対応強化を図るため、熊本県及び市町村が開催する災害支援訓練に参加する。

エ 市町村の災害対策会議、防災訓練等への参加

業務の経験を活かした災害廃棄物の処理方法の提案や災害時の連携強化を図るため、市町村からの要請に対し災害対策会議や防災訓練等に参加する。

(5) 九州地域協議会との連携

(「九州地域における災害廃棄物処理の相互支援に関する協定」 R3.11.25 締結)

・九州各県協会と連携しながら災害廃棄物支援業務を迅速かつ円滑に進めるための課題解決に向け全産連や国に働きかけを行う。

3 熊本環境保全推進支援金事業

この事業は、熊本県民の生活環境及び自然環境の保全を図るため、熊本県・熊本市の出えん金及び本協会の拠出により造成した熊本環境保全推進支援金事業及びその運用益を活用し、不法投棄された廃棄物の撤去や不法投棄防止のための啓発等を行う。

(1) 事業概要

ア 次のいずれにも該当する産業廃棄物の撤去等に関する事業

①不法投棄されたものである場合

②環境保全上著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合

③投棄者が不明であり、かつ、土地管理者の責めに帰することができない場合

イ 産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発事業

ウ その他支援金運営委員会が特に認めた事業

(2) 不法投棄対策事業

本協会の県内6支部による不法投棄対策事業（撤去・パトロール）への支援

(3) 普及啓発事業

青年部会による小学生を対象とした環境出前講座に係る経費

この講座は、主に小学4年生に対し3Rや廃棄物処理に関する環境教育を行い、子ども達はその知識を家庭に持ち帰り実践することで家族が環境について再認識し、地域の環境保全などにつなげていくことを目的として平成25年から行っている。

平成28年度からは熊本県環境学習プログラムとして位置付けられ、熊本県義務教育課が社会科指導資料として紹介している。青年部会員が車両の提供や講師を担当し、熊本県内全域で講座を実施する。

(4) 会議の開催

支援金事業運営委員会 年2回

2 その他会計

1 組織活性化会員支援事業

この事業は、産業廃棄物処理業界に対する社会的信頼の更なる向上を図るため、関係法令の順守に徹底して取り組む等、本協会組織の強化及び活性化を目的とする。

(1) 会議の開催

- | | | | |
|---------|--------------------------------|----------|--------|
| ア 総 会 | 定時社員総会 | 年 1 回 | 6 月開催 |
| | 臨 時 総 会 | 必要が生じた場合 | |
| イ 理事会 | 理 事 会 | 年 7 回 | 概ね隔月開催 |
| | 臨 時 理 事 会 | 必要が生じた場合 | |
| ウ 監査会 | | 年 1 回 | 4 月開催 |
| エ 委員会 | 総務・広報委員会、適正処理委員会、表彰推薦懲罰委員会、マニフ | | |
| (6 委員会) | ェスト検討委員会、災害対策検討委員会、安全衛生促進委員会 | | |
| | …必要に応じて開催 | | |
| オ 部会 | 医療廃棄物部会、中間処理・リサイクル部会、収集・運搬部会、建 | | |
| (7 部会) | 設廃棄物部会、最終処分部会、青年部会、女性部会 | | |
| | …必要に応じて開催 | | |

(2) 支部事業の実施

- ア 設置支部 6 支部（荒玉、城北、熊本市、宇城、南部、天草）
- イ 支部事業

支部事業は、地域住民、排出事業者、行政機関等との意見交換をはじめ、研修活動、会員（従業員）の質の向上等、業界の地位向上を図るとともに、会員相互の交流、情報交換、地域イベントへの協賛など地域に密着した活動を行う。

(3) 廃棄物処理への対応

産業廃棄物処理業界の立場から国、熊本県、熊本市に産業廃棄物処理等に関する意見・要望を行うとともに、廃棄物処理法等の内容・取扱い等について会員に周知徹底を図る。

①熊本県、熊本市との意見交換会の開催

②九州各県との連携を図るために九州地域協議会への参加

(4) 表彰等事業

- ア 産業廃棄物の適正処理又は事業活動を通じて、環境保全・循環型社会形成の推進に寄与し、業界の発展に功績のあった会員（個人・事業所）を国、熊本県、熊本市及び関係団体の表彰制度に対し、本協会長名で推薦を行う。
- イ 産業廃棄物の適正処理又は事業活動を通じて、環境保全・循環型社会形成の推進に寄与し、業界の発展に功績のあった会員（個人・事業所）に対し、本協会長名で表彰を行う。

(5) 会員向けサービス・支援の実施

行政に提出する書類の交付、税制上の課題対応、相談事項に関する対応、産業廃棄物処理施設に対する賠償責任保険や従業員の災害保険への加入推奨、図書斡旋及び外部関連情報の提供等、会員に対するサービス・支援を行う。

ア 熊本県との「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定」締結に伴う建設業の経営事項審査に必要な書類の交付。

イ 熊本市との「災害応急活動に関する協定」締結に伴う建設業の入札資格審査に必要な書類の交付。

(6) 組織の拡充

一般社団法人としての社会的存在感を高めるため、広報媒体を活用するとともに協会本部、支部が協力して地域に即した支部活動の活性化を図るなど、協会の基盤となる会員の加入促進を図る。

(7) 廃棄物の適正処理に係る講習会・研修会の開催

産業廃棄物処理業者及び排出事業者の適正処理の意識と資質の向上のため、法令、技術及び技能に関する講習会、研修会、セミナーを開催する。

(8) 後継者、若手経営者等の養成

産業廃棄物処理業経営者の後継者を養成するため、処理業の知識や経営、教養などに関する研修会を行うとともに、青年部会の自主企画による産業廃棄物の適正処理のための研修等を行う。

(9) 廃棄物関係法令等に係る研修

廃棄物関係法令等の制定や改正に伴い必要に応じ研修会を開催し、法令の理解・遵守義務等を通して廃棄物処理に関する管理者等の人材育成を図る。

特に、令和6年5月に公布された資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について、令和7年11月頃の全面施行に向けて研修会を行う。

(10) 協会労働災害防止計画（上半期：令和5年度～7年度）の推進

ア 目標：①令和9年死亡者数：ゼロ

②令和9年休業4日以上之死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。（平均16人 → 12人以下）

イ 重点実施事項：①経営者のトップによる所信表明

②安全衛生規程を作成している会員数の増加

③当業界において発生数の多い労働災害の件数の減少
（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）

ウ 主な事業：

①公益社団法人全国産業資源循環連合会の安全衛生規程作成ツールを活用した会員企業の安全衛生規程の作成支援。

②本部、各支部において労働安全衛生に関する研修会等の実施。

③今年度末には、労働災害防止計画（下半期：令和８年度～９年度）を策定する。

(11) 電子マニフェストの普及促進

産業廃棄物の適正処理をより確実にするため国が進めている電子マニフェストシステムの普及促進に協力する。

国の指定を受けた公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運用する電子マニフェストシステムについて、会員を通じて関連の排出事業者、産業廃棄物処理業者への普及を促す。

ア 電子マニフェストシステム及び操作方法の問い合わせ・運用指導

イ 電子マニフェストの課題や問題等の研究

(12) 許可申請講習会の実施

産業廃棄物処理業の許可条件である廃棄物処理に関する知識を習得させるため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の講師・会場運営等の事務を公益社団法人全国産業資源循環連合会とともに実施する。

＜ 講習会の日程 ＞

①WEB方式：WEBで講義を視聴し、試験のみ会場で受験

期日	講習会（過程）	会場名	定員
7/15(火)	【新規】産廃収集運搬課程	メルパルク熊本	150
	【新規】産廃処分課程（収運含む）		20
	【更新】産廃処分課程（収運含む）		30
7/16(水)	【更新】産廃収集運搬課程		150
2/18(水)	特別管理産業廃棄物管理責任者		150
	【新規】特管収集運搬課程		40
	【新規】特管処分課程（収運含む）		10

②対面式：講義及び試験を同日会場で実施

期日	講習会（過程）	会場名	定員
11/11(火)～ 11/12(水)	【更新】産廃処分課程（収運含む）	メルパルク熊本	100
2/17(火)	【更新】産廃収集運搬課程		150

(13) 情報の収集及び提供

産業廃棄物の適正処理の推進や会員等の資質向上を図るため、関係法令の改正、リサイクル及び資源循環に係る各種の情報を提供する。

ア 会報誌（スマイル）の発行（３回／年）

内容：特集記事、協会事業活動、各種講習会等の情報、関係機関からの情報及び会員企業の近況等の掲載。

イ 産業廃棄物処分施設マップの発行（１回／年）

協会員の産業廃棄物処分施設の県内設置状況を表示したマップ（地図）を作成。産業廃棄物の適正処理の推進のため、会員や排出事業者、行政に配布する。

ウ 協会会員名簿の発行（１回／年）

協会員の産業廃棄物処理業務・会員種別及び支部別に作成。

エ 協会員への情報提供

①許可更新時期の通知、廃棄物関連法令の周知、参考書籍等の紹介、各種講演会、講習会の通知。

②公益社団法人全国産業資源循環連合会、熊本県及び熊本市から提供される廃棄物関連法令の改正や業界の情報をタイムリー及び的確にメール・FAXにより会員へ配信する。

③ホームページを通して会員へ産業廃棄物の適正処理のための情報を提供する。

オ 視察研修の実施

支部、部会等において産業廃棄物処理に関する優良施設等の視察研修及び調査の実施。

カ ホームページによる協会員の業務内容等の紹介

ホームページに「産業廃棄物処分施設マップ」と「産業廃棄物処分品目別会員企業一覧」を掲載し、専門業者を紹介する。

2 関係機関との連携事業

この事業は、行政機関、公益社団法人全国産業資源循環連合会及び関係団体（排出事業者）と連携し、産業廃棄物処理業界の資質向上、廃棄物の適正処理、再生利用等の推進を図ることを目的とする。

（１）産業廃棄物基礎研修会（熊本県委託事業）の実施

排出事業者及び処理事業者のうち、主に実務経験が浅い担当者を対象に廃棄物処理法や産業廃棄物の適正処理等の基礎知識に関する研修会を行う。

（２）行政機関との連携

ア 公共関与型産業廃棄物処分場（エコアくまもと）への対応

公共関与による管理型最終処分場は、熊本県・市町村・民間団体等で構成する第三セクターの公益財団法人熊本県環境整備事業団により平成２７年度供用開始された。

本協会長は平成１７年度から同事業団の理事に就任しており、事業や運営の在り方等について、引き続き業界としての位置付けを明確にしていく。

イ 廃棄物関連法に関する諸問題への対応

（３）公益社団法人全国産業資源循環連合会の会議への参加

ア 総会（４０周年記念事業）、理事会、委員会、部会

イ 同連合会九州地域協議会

九州８県協会が連携して、地方における諸課題の検討・協議

ウ 同連合会青年部協議会、同協議会九州ブロック

同連合会の下部組織である青年部会：各県協会青年部会で構成。

(4) 関係団体等の会議への参加

ア 行政が主催する会議

イ 排出事業者関係団体（建設業、輸送業及び医師会等）の会議

3 マニフェスト・ステッカー頒布等事業

この事業は、廃棄物処理法で義務付けられた産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の頒布及び収集運搬車両への表示が義務付けられたステッカーの普及啓発等を行うことにより、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止する。

(1) 紙マニフェスト頒布事業

書式一組毎の交付番号で産業廃棄物を管理するもので、産業廃棄物を排出から最終処分までの追跡可能な紙マニフェストを排出事業者に頒布し、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止し、適正処理を推進する。

・ 取扱う様式（3種類）

①産業廃棄物（直行用）マニフェスト

②産業廃棄物（積替用）マニフェスト

③建設産業廃棄物マニフェスト

(2) 車両ステッカー普及事業

不法投棄等の不適正処理を防止するために、産業廃棄物を収集運搬する車両に法令で定められた事項を表示したステッカーの貼付を排出事業者、処理業者に周知し、適正処理の推進を図る。